

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 8 年 2 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 中 棚 昭三十

署名委員 田 中 幹雄

## 奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年2月25日(水) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利町主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 報告事項

- ・3月の総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第9号 非農地の認定について  
議案第10号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約決定について  
議案第11号 農用地利用集積等促進計画（中間管理機構）の  
合意解約決定について  
議案第12号 農用地利用集積等促進計画（中間管理機構）の  
利用権設定の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は14人であります。総会は成立いたしました。これから、令和8年第2回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

議長

(岸田 会長)

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、13番 中棚 委員と14番 田中 委員のお二人を指名いたします。

《日程第2》

議長

(岸田 会長)

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第7号から議案第12号までの6件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(農業委員・推進委員からの異義なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(農業委員・推進委員からの異義なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議長

(岸田 会長)

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請、No.4～No.8について議題といたします。

議案に入る前に5番 照井 委員 14番 田中 委員の案件があるため退出のほど、宜しくお願い致します。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第7号 3条許可申請について

今月の農地法第3条の許可申請は5件です。

内訳は売買が3件、贈与が2件の申請でございます。

タブレット内の5ページをお開き下さい。

NO.4は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平の3筆の申請です。

農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の3筆の農地の面積は3,892㎡で贈与による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

タブレット内の19ページをお開き下さい。

NO.5は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平の4筆の申請です。

農地区分につきましては第1種、第2種農地であります。

譲渡人の4筆の農地の面積は4,099㎡で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

続きましてタブレット内の32ページをお開き下さい。

NO.6は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字手花部の1筆の申請です。

農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,353㎡で売買による申請となります。  
また、農地取得後は、ドラゴンフルーツやレモンを栽培する予定であります。

タブレット内の42ページをお開き下さい。

NO.7は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字伊津部勝の1筆の申請です。  
農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は20,875㎡で売買による申請となります。  
また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。

最後にタブレット内の54ページをお開き下さい。

NO.8は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字宇宿の2筆の申請です。  
農地区分につきましては第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は3,948㎡で売買による申請となります。  
また、農地取得後は、タンカン、野菜を栽培する予定であります。

以上5件でございます。

(岸田 会長)

議長

それでは担当調査委員による調査報告お願いいたします。

(里 委員) 譲受人についての説明

12番

12番、里です。

2月20日午後7時30分頃、譲受人自宅にて、お話を聞く事が出来ました。  
申請書に間違いのない事でした。

(山田 委員) 譲渡人についての説明

10番

10番、山田です。

2月18日、午後3時20分頃電話にて、聞き取り致しました。

住所、氏名、土地の所在、面積等も記載通りで間違いありませんとのこと

でした。親子による贈与の移転です。

1 2 番

(里 委員) 土地についての説明

2月18日午前9時頃、譲受人同行無理との事で、山本十和子推進委員、竹山主幹、私、3名で現地を調査しました。申請地の畑は、しっかり管理されサトウキビが栽培されておりました。もう1筆は現在サトウキビが栽培されておりました。この3筆とも以前より譲受人がサトウキビを栽培しているとの事でした。農地法第3条の調査書については、農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号、第3項第2号ともに別紙の通りですので報告致します。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。  
以上報告いたします。

議長

(岸田 会長)

No.5の調査報告をお願いします。

1 2 番

(里 委員) 譲受人についての説明

2月20日午後7時30分頃譲受人自宅にてお話しを聞く事が出来ました。申請書に間違いはないとの事でした。

笠利  
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人についての説明

農地法第3条の規定によるNo.5について、調査報告をいたします。  
2月17日火曜日午後4時5分頃に、渡人が現在東京都に住んでいる為電話でお話を伺いました。  
土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとの事でした。  
皆様のご審議をお願いします。

1 2 番

(里 委員) 土地についての説明

2月18日午前9時頃、譲受人同行無理との事で、山本十和子推進委員、竹山主幹、私、3名で現地を調査しました。  
申請地は急傾斜地で現在何も栽培されて無く大木があり山林化していました。  
申請地1も、しっかり管理されサトウキビが栽培されておりました。  
申請地2も、これから耕作予定との事で草払い、伐採などされてありまし

た。  
申請地 3 はサトウキビが栽培されており収穫された後でした。  
申請地 1 と申請地 4 は以前から譲受人がサトウキビを栽培，管理されているとの事でした。  
農地法 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、同項第 4 号、同項第 6 号、第 3 項第 2 号ともに別紙の通りですので報告致します。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。  
皆様のご審議をお願いします。

議長

(岸田 会長)

No. 6 の調査報告をお願いします。

1 3 番

(中棚 委員) 譲受人についての説明

1 3 番、中棚です。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について受付 No. 6 の譲受人の報告いたします。  
2 月 1 8 日に申請地の畑で待ち合わせし申請書と土地の確認をしました。  
立ち会いに事務局の竹山主幹、盛農地利用最適化推進委員と私で確認しました。  
申請者は夫婦で立ち会いました。  
この土地は農地バンクを利用している畑であります。  
以上、報告致します。

笠利  
事務局

(竹山 主幹) 譲渡人についての説明

農地法第 3 条の規定による No. 6 について、調査報告をいたします。  
2 月 1 9 日、木曜日午前 8 時 5 0 分頃に、譲渡人が現在鹿児島市に住んでいる為電話でお話を伺いました。  
土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。  
皆様のご審議をお願いします。

1 3 番

(中棚 委員) 土地についての説明

続いて土地の報告いたします。  
3 6 と 3 7 ページを見られて下さい。  
申請地は笠利町手花部になります。  
場所は手花部小学校を過ぎ海岸の突き当り右に 2 0 0 メートルいった基

盤整備された場所の一面にあります。  
この土地については農地バンクを利用していた畑ですのできれいに使われています。  
なんの問題はないと思います。  
みなさんのご審議宜しくお願ひします。  
農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。  
以上です。

議長

(岸田 会長)

No.7の調査報告お願ひします。

10番

(山田 委員) 譲受人についての説明

2月19日、午後2時10分頃に有屋町の自宅にて聞き取りを致しました。  
土地の所在、面積、そして金額も〇〇万円、記載通りで間違いありませんとのことでした。  
農業歴もサトウキビを30年経験しています。  
この土地はタンカンが植栽されていて、そのまま活用し、苗木も増やしていくそうです。  
体力的にも農業に対する意欲も問題ありませんでした。

10番

(山田 委員) 譲渡人についての説明

2月21日、午後5時40分頃電話にて聞き取り致しました。  
土地の所在、面積、金額も〇〇万円、も記載通りで間違いありませんとのことでした。  
年齢により耕作を続けていくことが困難なため売買を考えたそうです。

7番

(日高 委員) 土地についての説明

7番、日高です。  
2月18日午前10時頃、事務局の別府さんと調査しました。  
園地周辺は名瀬クリーンセンターの近隣で樹園地が点在する山地です。  
当該地は農道が整備されていて、細かい区画に分かれており、すでに果樹が植栽されている所、更地になっている所、原野のままである所と混在していますが、複数倉庫もありすぐに営農できる状態でした。

農地法 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、同項第 4 号、同項第 6 号、第 3 項第 2 号ともに別紙の通りですので報告致します。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。  
以上報告いたします。

議長

(岸田 会長)

No. 8 の調査報告をお願いします。

1 番

(里 委員) 譲受人についての説明

1 番里です。

議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 8 譲受人のご報告をさせていただきます。

2 月 2 2 日午後 4 時に申請地の農地に於いて聞き取り調査行いました。

申請者は年も若く農機具に於いてトラクター・耕運機・草刈機・動噴霧機を所有しており、日頃から農業に於いて専念しており農作業へ常時従事することや耕作地への距離からも問題ないと思います。

取得後はタンカンと野菜類栽培したいとの事でした。営農計画書も提出しており土地の所在及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いのないとの事でした。

農地の代金が高いのは農地と倉庫のこみこみの代金との事でした。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

9 番

(西 委員) 譲渡人についての説明

9 番、西です。

農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 8 について、2 月 2 2 日、日曜日、午後 5 時頃、譲渡人の自宅の方で聞き取り調査をしました。

笠利町大字宇宿の畑を売却しますという事です。

土地の地番、面積とも申請書のとおり間違いのないという事です。

以上です。

6 番

(大瀬 委員) 土地についての説明

6 番、大瀬です。

農地法第 3 条の規定による許可申請書の No. 8 の土地の報告をします。

2 月 1 8 日午後 3 時に、笠利分室の竹山さん、推進委員の肥後信幸さんと私、圃場で待ち合わせて、土地の調査をしました。

場所は笠利堆肥センターの 1 0 0 メートル手前の放棄地です。

案内ページの土地は背丈位の雑草が生えており、申請地の土地は雑木が生え、雑木の中に、以前のハウスの残骸もあり、重機での整地が必要で耕作放棄地を復元してくれることは、いい事だと思います。  
農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4項、第2項6号、第3項第2号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請、No.4～No.8について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

5番 照井 委員 14番 田中 委員の入室を許可します。

議長

#### 《 日程第4 》

(岸田 会長)

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請、No.1～No.2について議題といたします。

議案に入る前に2番 西 なおみ推進委員の案件があるため退出のほど、宜しくお願い致します。

それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第 2 号の 5 条許可申請について

今月の 5 条申請は売買の 2 件の申請でございます。

タブレット内の 6 5 ページをお開き下さい。

申請地は奄美市笠利町大字里の申請であります。

農地区分は第 2 種農地です。

申請地は、案内図から A コープ横の駐車場と前田川沿いに位置しております。

転用計画といたしましては一般住宅で農地面積は 2 3 1 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地です。

被害防除計画書、誓約書、代替地等添付しております。

タブレット内の 7 9 ページをお開き下さい。

申請地は奄美市笠利町大字須野の申請であります。

農地区分は第 2 種農地です。

申請地の農地面積は 8 4 8 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地です。

当該地はすでに駐車場として利用しており事業計画において工事着工の日付けも記入しており、顛末書も添付しております。

以上 2 件でございます。

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。  
No. 2 についてお願い致します。

1 3 番

(中棚 委員) 譲受人についての説明

議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、No. 2 の譲受人の報告をいたします。

2 月 1 7 日 午後 1 時 3 0 分に現地にて書類の確認を致しました。

確認には事務局竹山主幹、丸田農地利用最適化推進委員と私と譲受人、譲

渡人も同席してもらいました  
畑の場所は赤木名のAコープ手前の畑で間違いないことを確認し土地取得金額も間違いないとのことでした

1 3 番

(中棚 委員) 譲渡人についての説明

譲渡人の報告いたします。  
譲渡人へ確認したら畑を分筆し地番、面積、間違いないとのことでした。

1 3 番

(中棚 委員) 土地についての説明

土地の報告をいたします。  
場所は、赤木名Aコープの手前の川沿いの土地です。  
64ページを見られて下さい。  
土地に事前着工などされていません問題ないと思います。  
農業委員のみなさんのご審議をよろしくお願いいたします。  
以上です。

議長

(岸田 会長)

続いて、No.3の調査報告お願い致します。

4 番

(与沢 委員) 譲受人についての説明

4番、与沢です。  
議案第8号農地法第5条の規定による許可申請No.3の譲受人について、調査報告いたします。  
2月21日 午前10時に譲受人、譲渡人、竹山主幹と私の4人で、申請地にてお話を伺うことができました。  
譲渡人の会社の事業内容は、釣り船の提供ほか、一昨年からは宿泊施設とレストランも経営されています。  
今回はその施設に隣接する駐車場の申請となります。  
今回は追認の案件となり、譲受人は現地を原野という認識で、すでに5年ほど前から土地の一部を駐車場として利用されているとのことでした。  
確かにその当時は原野でしたが、令和5年の6月に地積調査によって、畑に変更されています。  
ご本人は認識しないまま現在に至り、登記変更の手続きの際に気づかれたため、顛末書が88ページに提出されています。

4 番

(与沢 委員) 譲渡人についての説明

議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 3 の譲渡人について調査報告いたします。

同日、2 月 21 日、午前 10 時 10 頃に申請地で譲渡人に直接にお話を伺うことができ、確認したところ、土地の所在、および権利の設定等に係る対価等、記載内容に問題無いとのことでした。

4 番

(与沢 委員) 土地についての説明

議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請 No. 3 の土地について調査報告いたします。

こちら同日、2 月 21 日午前 10 時 20 分頃に、譲受人 譲渡人、竹山主幹と自分の 4 人で現地を確認いたしました。

81 ページの案内図では、右側の空白部分は海側となり、図面下部方面に空港があります。

申請地は佐仁万屋赤木名線の通り沿いから、宿泊施設の先を右側に入った場所にあります。

82 ページでご覧いただくと宿泊施設とレストランがあり、駐車場が申請となります。

この日の調査中にも、施設で勤務している従業員や、一般客と思われる車が出入りしており、申請書や添付書類通りの利用がなされていると判断いたします。

農業委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請, No.1、No.2について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

2番、西 推進委員の入室を許可します。

《日程第5》

議長

(岸田 会長)

議案第9号 非農地の認定についてNo.5を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第9号 非農地認定について

今回の申請は笠利地区1件の申請です。

タブレット内の95ページをお開き下さい。

No.5につきましては奄美市笠利町大字須野の1筆で489㎡の申請であります。

農地区分につきましては第2種農地であります。

98ページの案内図から須野集落入り口の海沿いにある神社裏の申請地でございます。

現況写真でもわかるとおり雑木が生い茂り原野化しております。

以上1件でございます。

議長

(岸田 会長)

それでは担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1番

(里 委員) 願出人、土地についての説明

議案第9号非農地の認定について、No.5の願出人のご報告をさせていただきます。

2月21日午前9時に笠利分室の竹山主幹と西なおみ推進員と自分と願出人と申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。

願出人は長年にわたり土木関係の会社の経営をしていましたが、自分が高齢になり息子さんがいます。別の仕事をしており会社を息子も継がないとこのことで会社を閉じる事に決めたとの事でした。

土地の所在及び記載内容に間違いのないとの事でした。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.5の質疑に入ります。

質疑はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第9号 非農地の認定No.5について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

《日程第6》

(岸田 会長)

議案第10号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定について議題といたします。

議案に入る前に1番 師玉 推進委員の案件があるため退出のほど、宜しくお願い致します。

それでは事務局から議案の説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案10号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定について

タブレット内の105ページの終期管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては住用地区の1件、1,572㎡でございます。

解約理由といたしましては耕作者の〇〇部会が餅の原料となる、ヨモギを栽培するための予定でありましたが、契約した土地が以前、飼料作物が植えられていたため、思うようにヨモギが育つ環境ではなく栽培を断念し今回の解約となりました。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第10号について承認することに決定いたします。

1番、師玉 推進委員の入室を許可します。

《日程第7》

議長

(岸田 会長)

議案第11号 農用地利用集積等促進計画の合意解約の決定についてと

議案第12号 農用地利用集積等促進計画の決定について議題といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

(池 局長)

タブレット内の109ページの総括表をお開き下さい。  
議案11号合意解約につきましては笠利地区が3件で7,487㎡、となっています。  
解約の理由につきましては番号1の耕作者、〇〇さんに売買するため解約となりました。  
番号2については地番の分筆により面積が変わったため解約となりました。  
番号3については耕作者が代わるため解約となりました。

続いて議案12号の利用権につきましてはタブレット内の114ページから115ページの総括表をお開き下さい。  
名瀬地区の4件、6,725㎡、笠利地区の9件、13,011㎡利用権設定するものです。

名瀬地区における10年契約につきましてはパクチーとバナナを栽培し、笠利地区につきましてはサトウキビ、露地野菜を栽培する予定です。

以上でございます。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第11号、12号について承認することに決定いたします。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。  
連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

< 協議会 >

事務局

(池 局長、勝次長、中村分室長)

1. 協議事項

委員・推進員の活動報告の提出について (事務局からのお願い)

2. その他

※ 3月の定例総会の時間について

申請締切 3月5日(木)

事前協議 3月13日(金) 9:30～ 3F会議室

茂木 委員 西 委員 山田 中立委員 山本 推進委員

総 会 3月25日(水) 9:30～ 5F会議室

議長

(岸田 会長)

それでは、正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和8年2月25日

奄美市農業委員会  
会長 岸田 国広

署名委員 中棚 委員  
署名委員 田中 委員  
作成者 池 秀平

